平成２１年（フ）第２３１６２号
群馬県前橋市朝倉町１丁目34―10
破産者　大屋　　泉
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１７５号
埼玉県川口市戸塚東３丁目１―15
破産者　関　　広隆
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０５号
沖縄県那覇市安里70番地　ポラリスマンスリーフラッツ那覇、住民票上の住所沖縄県那覇市赤嶺２丁目３番地１　Ｆステージ赤嶺ステーション508
破産者　松川孝次郎
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０６号
沖縄県浦添市牧港１丁目43番16号　ポートかりゆし
破産者　株式会社アシジ
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３２号
青森県弘前市大字高田１丁目13番地４　サンテラス203号
破産者　佐久間政志
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４２２号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目18番31号
破産者　株式会社ヤマト工務店
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４７号
さいたま市北区植竹町１丁目503番
破産者　株式会社ＩＭＧ
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２６６号
東京都豊島区東池袋３―21―21―3108、開始決定時の住所東京都豊島区西池袋５―５―21―3603
破産者　及川　悦郎
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０４１号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番４―204号
破産者　株式会社ルーツ
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４５８号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目19番201号
破産者　鈴木　成秋
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９４９号
東京都中野区沼袋１丁目８―８―302
破産者　加瀬　　剛
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３６号
東京都八王子市七国２丁目５番13号エスポワールみなみ野Ｇ棟101号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市北野町536番地１ブリーズコート北野302号
破産者　田村　義則
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８４号
東京都八王子市横川町43番地１、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市台町４丁目５番11号
破産者　株式会社景観ワークス
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８５号
山梨県甲府市湯村２丁目６番２号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市横川町43番地１
破産者　長田　　平
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２９号
東京都八王子市叶谷町1624番地の34
破産者　有限会社有山建築
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３０号
東京都八王子市叶谷町1624番地34
破産者　有山　光男
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３１号
東京都八王子市叶谷町1624番地34
破産者　有山美枝子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第２７２号
滋賀県東近江市五個荘平阪町８番地１
破産者　有限会社田中工務店
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第４４号
滋賀県東近江市南花沢町567番地１
破産者　亡甲斐好美相続財産
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第７３４０号
大阪市北区末広町３番３号
破産者　共信設計株式会社
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第９２８５号
大阪市城東区成育４丁目12番15号
破産者　株式会社バーナム
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部